

## 大槌町小規模事業者支援推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越え、小規模事業者等の生産性向上及び持続的発展を図るため、感染拡大防止及びポストコロナを踏まえた事業に取り組む町内事業者に対し、大槌町補助金交付規則(昭和38年大槌町規則第12号)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (定義)

第2条 本要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 国補助金事業

経済産業省が実施する小規模事業者持続的発展支援事業費補助金のうち、令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>又は令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>をいう。

#### (2) 県補助金事業

岩手県が実施する小規模事業者支援推進事業費補助金をいう。

#### (3) I型

国補助金事業のうちコロナ特別対応型類型A、類型B及び類型Cに応募した事業をいう。

#### (4) II型

国補助金事業のうち低感染リスク型ビジネス枠に応募した事業をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) 町内で事業を営む小規模事業者であること

(2) 国補助金事業及び県補助事業に応募し、いずれも採択されなかった事業であること

(3) 事業内容の見直しにより事業効果の向上が見込まれる事業であること

(4) 事業所所在地の市区町村民税等の滞納がないこと

(5) 営業に必要な許可等を取得している者であること

(6) 過去に国補助金事業又は県補助金事業、この要綱による補助金のいずれの交付も受けていない者

(7) その他町長が適当でないとする者でないこと

### (補助金額)

第4条 補助金額等については、次のとおりとする。

(1) 補助率 対象経費の2分の1以内

(2) 補助上限額 30万円

(3) 端数処理 千円未満を全て切り捨てる

(4) 対象経費 別表のとおり

2 補助対象経費は、補助事業の実施期間(以下「事業実施期間」という。)内において発

生した経費とする。ただし、令和3年4月1日から当該補助金の交付決定日前に発生した経費であり、交付決定前の実施が必要であったと確認できる経費については、補助対象とすることができる。

(事業実施期間)

第5条 事業実施期間は、第7条の規定に基づく交付決定を行った日から、令和4年2月28日までとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小規模事業者支援推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額（補助の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条第1項に規定する申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付決定をするものとする。

- 2 町長は、前項の交付決定をする場合において、補助の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。
- 3 町長は、交付決定等の内容及びこれに付した条件を、小規模事業者支援推進事業費補助金交付（変更）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 交付決定者は、前条の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、小規模事業者支援推進事業費補助金交付申請取下届出書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(変更の申請)

第9条 第7条第3項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容又は金額の変更を行おうとするときは、小規模事業者支援推進事業費補助金に係る変更交付申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

- 2 ただし、20%を超えない範囲における交付決定額の減額変更であって、事業計画の大幅な変更がないものにあつては、この限りではない。

3 町長は、同条第1項に規定する申請について変更すべきものと認めるときは、その旨を第7条第3項の規定に準じて通知するものとする。

(中止又は廃止)

第10条 交付決定者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ小規模事業者支援推進事業費補助金に係る補助事業の中止(廃止)申請書(様式第5号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第11条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日、又は令和4年3月7日のいずれか早い日までに小規模事業者支援推進事業費補助金実績報告書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 町長は、前条の実績報告等があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、小規模事業者支援推進事業費補助金額確定通知書(様式第7号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 交付決定者は、前項の規定による通知を受けた後、小規模事業者支援推進事業費補助金請求書(様式第8号)を町長に提出し、町長は速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業に関して、規則若しくはこの要綱の規定に基づく町長の指示又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しの決定を行った場合には、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条第1項の規定により取消しを決定した場合又は第10条の規定により廃止を承認した場合において、当該取消し又は廃止に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表 (第 4 条)

I 型	II 型
機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費	機械装置等費、広報費、展示会等出展費(オンラインによる展示会等に限る)、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、設備処分費、委託費、外注費、感染防止対策費
ただし、対象経費の 6 分の 1 以上が新型コロナウイルス関連投資額であること。	ただし、感染防止対策費は補助金総額の 4 分の 1 を上限とする。